

高齢者の生活を支える 介護保険制度

☎ 高齢福祉課 介護保険グループ TEL 23-5826

4月から介護保険料が変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する介護保険料は、各市町村の状況に応じて3年ごとに見直すことになっており、高齢者保健福祉計画に基づいて見直した結果、平成30～32年度(第7期)の**保険料(基準額)を月額5,950円**に改定します。 ※第1号被保険者の保険料は介護保険サービスに要する費用の23%を賄っています

所得段階	所得などの条件	保険料	
		料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者および住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45	32,130
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.65	46,410
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75	53,550
第4段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	64,260
第5段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	1.00	71,400
第6段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.15	82,110
第7段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	92,820
第8段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	107,100
第9段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.70	121,380
第10段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	1.80	128,520
第11段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	1.90	135,660
第12段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.00	142,800

保険料(基準額:月額)の推移

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
3,001円	2,986円	3,938円	3,938円	4,826円	5,200円

納付通知書、仮徴収額変更通知書を送付します

普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方と4月から年金特別徴収(年金天引き)になる方には、仮算定による納付通知書(4～7月分)を4月中旬に送付します。平成30年度の住民税決定後の8月に1年間の介護保険料(本算定額)を決定し、仮算定額との調整を行ったうえで納付通知書を送付します。

継続して年金特別徴収(年金天引き)となる方で、仮算定期間(4～8月)と本算定期間(10～2月)の保険料の差額が大きくなる方には、保険料を均一になるように調整した仮徴収額変更通知書を送付します(年金特別徴収の額が平成30年2月分と同額となる方には通知書は送付しません)。